

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度札幌市職員健康管理システム保守業務
発 注 課	総) 職員部職員健康管理課
選 定 事 業 者	株式会社HBA
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本件は、令和元年度に再構築を行った札幌市職員健康管理システムの運用支援や障害対応業務である。 本件システムの運用支援や障害対応を行うにあたっては、システム全体の整合性を保ち、正常稼働が保証されなければ、職員の健康管理事務に重大な支障をきたす恐れがあるものである。したがって、本件業務の履行にあたっては、本件システムを熟知している者以外は非常に困難である。 特定者は、本件システムの開発業務を専属的に行っており、同じく人事給与、庶務事務システム等の他システムとの連携情報についても熟知している。また、システム間連携も含めたシステム全体を熟知しているため、調査分析・設計工程が必要最小限で済み、費用を抑えることが可能である。 仮に、他の者が本件業務を受託した場合、システムの詳細分析や動作確認等の作業に要する期間や経費が膨大となるとともに、障害発生時における復旧に多くの時間を費やすことが予想され、職員の健康管理業務に重大な支障をきたす恐れがある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、本件は特定者以外が業務を履行することが適当ではないと判断されることから、特定随意契約とし、特定者を契約の相手方として指名する。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
決 定 日	令和6年3月7日